

検機業第 242 号
平成 22 年 9 月 8 日

財団法人 日本セーリング連盟
外洋法制委員長 渡辺 康夫 殿

日本小型船舶検査機構
業務部長 山崎 壽久

航海用レーダー反射器に係る新基準の適用について

日頃より弊機構の検査業務に関して、ご理解ご協力を賜りまして誠に有り難うございます。

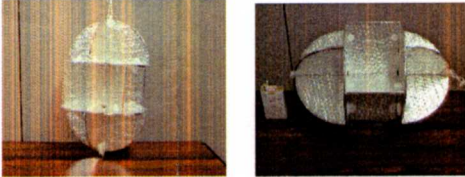
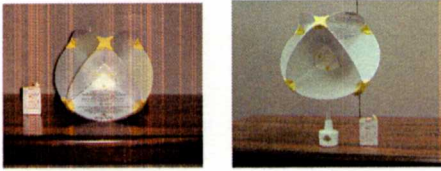
さて、航海用レーダー反射器については、昨年 6 月の細則改正にて新たな技術基準（周波数 9320～9500MHz の電波を照射した際、水平方向 360° のうち 240° 以上にあたってレーダー断面積が 2.5m² 以上で、かつ、レーダー断面積が 2.5m² 未満となる方向が 10° 以上連続しない。以下同じ。）を取り入れていたところですが、この基準に適合する製品の市場供給が遅れていたことから、これを設置しなければならない小型船舶に関して別途通知するとしていたところでした。

今般、この製品の市場供給体制が整い、国から上記経過処置の適用期限を平成 22 年 10 月 1 日とする旨の通知があったことから、弊機構においても同様に平成 22 年 10 月 1 日から新基準を適用することとしましたのでお知らせ致します。

貴団体傘下の各会員の皆様への周知をよろしくお願い致します。

なお、取扱いに関するご質問、不明な点等がありましたら、最寄りの支部あてお問い合わせ下さい。

【新たな技術基準に適合する航海用レーダー反射器（平成 22 年 9 月 1 日現在）】

製造者名	トーテックス社（日）	TREM 社（伊）
輸入代理者名		（株）ユーアールエー
型式名	T-RF08-C-245-12 型	NAVY STAR
承認番号	型式承認番号 第 4970 号	設計承認コード番号 第 2435 号
製品画像		
備考		※予備検査受検品に限る。 ※保護ケース等の取り付けを禁止する（電波に影響を及ぼさない場合を除く。）。

【当該船舶の建造年月日毎に適用される航海用レーダー反射器の要件（平成 22 年 9 月 1 日現在）】

建造又は建造に着手された年月日	平成 6 年 11 月 3 日まで	平成 6 年 11 月 4 日から 平成 14 年 6 月 30 日まで	平成 14 年 7 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 10 月 1 日以降
技術基準		旧基準 ^(※1) 又は新基準 ^(※2)	同左	新基準 ^(※2)
備付け基準	同反射器の備付けは要しない。	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 航海灯の備付けを要しない場合 ▶ 船質が鋼製又はアルミ製の場合 ▶ 特定の水域^(※3)を航行しない場合 ▶ 小型漁船安全規則のみを適用する場合 	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 航海灯の備付けを要しない場合 ▶ 湖川のみを航行する場合 	同左

※1：『旧基準』とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3㎡以上のことをいう。

※2：『新基準』とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。

※3：『特定の水域』とは、海上交通安全法第1条第2項に規定する同法を適用する海域又は船舶安全法施行規則第1条第6項第7号の水域をいう。